

平成27年度北海道一般会計補正予算（第4号）

平成27年度北海道一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,473,823千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,902,349,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		13,165,505	7,191,595	20,357,100
	1 分担金	1,637,517	3,893,216	5,530,733
	2 負担金	11,527,988	3,298,379	14,826,367
9 国庫支出金		325,327,510	47,287,767	372,615,277
	1 国庫負担金	124,691,980	3,138,619	127,830,599
	2 国庫補助金	192,734,091	44,149,148	236,883,239
10 財産収入		7,824,399	16	7,824,415
	1 財産運用収入	4,245,003	16	4,245,019
12 繰入金		35,343,286	375,200	35,718,486
	2 基金繰入金	32,230,768	375,200	32,605,968
14 道債		652,482,331	33,619,245	686,101,576
	1 道債	652,482,331	33,619,245	686,101,576

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	2,813,876,148	88,473,823	2,902,349,971

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		279,600,015	1,319,000	280,919,015
	5 原子力安全対策費	1,672,944	1,319,000	2,991,944
3 総 合 政 策 費		64,784,486	2,051,585	66,836,071
	3 政 策 費	4,889,420	911,930	5,801,350
	4 科学 I T 振興費	16,284,416	1,139,655	17,424,071
5 保 健 福 祉 費		416,108,872	8,043,200	424,152,072
	2 地 域 医 療 費	18,151,232	4,707,928	22,859,160
	7 福 祉 援 護 費	35,348,391	1,471,053	36,819,444
	11 子ども未来推進費	47,119,505	1,864,219	48,983,724
7 農 政 費		109,723,102	59,689,874	169,412,976
	1 農 政 管 理 費	8,831,556	3,080,784	11,912,340
	6 農 業 経 営 費	16,731,716	4,740,140	21,471,856
	9 農業農村整備事業費	42,103,449	45,645,950	87,749,399

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 農業施設管理費	12,360,550	6,223,000	18,583,550
8 水産林務費		59,009,150	11,052,964	70,062,114
	1 水産林務管理費	7,010,406	269,367	7,279,773
	2 水産経営費	2,098,388	4,321,498	6,419,886
	4 漁港漁村費	23,423,272	4,590,000	28,013,272
	5 漁業管理費	1,093,957	295,233	1,389,190
	8 森林整備費	9,612,998	648,669	10,261,667
	9 治山費	9,149,709	438,000	9,587,709
	11 道有林費	2,363,272	490,197	2,853,469
9 建設費		244,222,539	6,317,200	250,539,739
	1 建設管理費	63,369,200	207,083	63,576,283
	3 道路橋りょう費	101,101,737	3,999,117	105,100,854
	4 河川費	43,256,472	1,462,000	44,718,472
	5 砂防海岸費	17,187,237	649,000	17,836,237

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	2,813,876,148	88,473,823	2,902,349,971

第 2 表

## 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	5 原子力安全 対策費	—	—	原子力防災安全 対策費	1,319,000
3 総合政策費	3 政策費	—	—	地方創生 対策推進費	911,930
	4 科学IT 振興費	—	—	情報システム 推進費	1,139,655
7 農政費	1 農政管理費	—	—	公共事業事務費	1,437,036
	6 農業経営費	—	—	強い農業づくり 事業費	2,889,724
	9 農業農村 整備事業費	—	—	道営土地改良 事業費	41,748,950
		—	—	道営農用地造成 事業費	2,994,000
		—	—	団体営農用地造成 事業費	903,000
8 水産林務費	1 水産林務 管理費	—	—	公共事業事務費	130,144
	2 水産経営費	—	—	水産業振興構造 改善事業費	3,761,211
		—	—	水産物流通総合 対策事業費	560,287
	4 漁港漁村費	—	—	水産物供給基盤 整備事業費	4,023,000
	5 漁業管理費	—	—	国際漁業総合 対策事業費	295,233

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	8 森林整備費	—	—	森林環境保全整備事業費	648,669
	9 治山費	—	—	治山事業費	438,000
	11 道有林費	—	—	公共事業費	490,197
9 建設費	1 建設管理費	—	—	公共事業事務費	57,400
		—	—	単独事業事務費	25,183
	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	880,220	道路公共事業費	1,179,720
		道路特別対策事業費	471,716	道路特別対策事業費	1,751,133
		地域活力基盤整備事業費	707,574	地域活力基盤整備事業費	2,748,774
	4 河川費	—	—	河川公共事業費	42,000
	5 砂防海岸費	—	—	砂防公共事業費	280,000
		—	—	海岸公共事業費	340,000

第 3 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成27年度空港公共事業に関する債務負担行為	—	—	平成27年度から平成28年度まで	410,000
平成27年度道営土地改良事業に関する債務負担行為	—	—	平成27年度から平成28年度まで	525,000
平成27年度道営農用地造成事業に関する債務負担行為	—	—	平成27年度から平成28年度まで	200,000
平成27年度団体営農用地造成事業に関する債務負担行為	—	—	平成27年度から平成28年度まで	40,000
平成27年度道営農地防災事業に関する債務負担行為	—	—	平成27年度から平成28年度まで	60,000
平成27年度治山事業に関する債務負担行為	—	—	平成27年度から平成28年度まで	1,728,000
平成28年度社会資本整備総合交付金事業に関する債務負担行為	—	—	平成27年度から平成28年度まで	道路事業について 3,244,000 河川事業について 1,235,000 砂防事業について 310,000 海岸事業について 200,000 街路事業について 600,000 公園事業について 36,000 の合計額 5,625,000

第 4 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総合行政情報ネットワーク施設整備費	247,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	925,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土地改良事業費	7,978,000	同 上	10%以内	同 上	24,117,000	同 上	10%以内	同 上
農用地造成事業費	439,000	同 上	10%以内	同 上	1,394,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良事業費	7,286,000	同 上	10%以内	同 上	13,509,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	6,654,000	同 上	10%以内	同 上	8,027,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	4,244,000	同 上	10%以内	同 上	4,499,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	3,061,600	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,491,500	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄特定漁港漁場整備事業費	3,754,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は	4,321,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
水産業漁村振興推進費	—	—	—	—	1,253,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路新設改良費	5,944,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	6,070,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	31,976,000	同 上	10%以内	同 上	33,419,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	8,252,000	同 上	10%以内	同 上	8,268,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	4,670,000	同 上	10%以内	同 上	4,809,000	同 上	10%以内	同 上
海岸保全事業費	1,259,000	同 上	10%以内	同 上	1,428,000	同 上	10%以内	同 上
直轄道路事業費	23,430,000	同 上	10%以内	同 上	23,809,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	9,465,000	同 上	10%以内	同 上	10,885,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	1,043,000	同 上	10%以内	同 上	1,072,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨 時 財 政 対 策 債	133,260,731	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	135,286,076	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	652,482,331				686,101,576			